

東京市戦時託児所に就て

東京市健民局母子課長 荘宿俊風

都下の五月二日附夕刊は、この度、東京市が百ヶ所の戦時託児所を開設したことと報じました。時局の要請は當然かくあるべきと存じて居りましたので、時局の要請に應へて貢先きにこの事を企てられた市當局、丸宿母子課長をお訪ねして、この戦時託児所の事に就てお伺ひ致しました。

(編輯係り)——文責在記者

趣旨 先づこの度の戦時託児所の趣旨に就て述べませう。

市の方で戦時的な性格を帶びさせる政策の中で、最も新しく立てる必要があるといふ觀點から、重要な政策の一つとして廳議に上つたのが、この度の戦時託児所の問題でした。

この後何年續くか分らないこの大東亜戦争を勝ち抜く爲には、統後の務めとしてさうしても生産増強といふことを考へなければならん。それに國内舉つて、みんな働く、このみんな働く場合、家にある幼い子供をさうするかといふことが問題になる。この場合、勢ひ託児といふことにならざるを得ない。

この託児といふ施設を考えることが必要だといふことにならざるを得ない。

で、戦時託児所といふことになつたのであります。

この戦争を勝ち抜く爲には、一方に於て生産増強といふことを考へる同時に、他方に於ては逞ましき次代皇國民の育成といふことも考慮しなければならない問題であつて、この二つの調和を保つて戦力増強といふことを圖らうといふことが、この度の戦時託児所の趣旨なのであります。

設置方針

一、時局の要請に副ふべく、みんな働くやうに。戦時生産に役立つやうに。

二、働くと言つても工場だけでなく、種々の職場に於て働く。都市に於ては、知識階級の方面的婦人も大いに働くであるから、かういふ方面にも役に立たせるやうに。

三、大東京の外周には農業を營んで居る所がかなりあるので、食糧増産といふ方面にも役に立つやうに。季節託児所といふことも都市では考へる。

以上がこの度の戦時託児所の設置方針であります。名稱につきましても、保育所といふことにすると、外來の思想

の臭氣がするし、託児所といふこと、從來の貧困階級のことを見思はれて、この度の設置方針が諒解せられないのではないかと憂ひましたが、戰時託児所を離れてゐるのではなく、一氣に一つの概念として戰時託児所を読み続けるので

あつて、新しく出發した新しい性格の施設を考へてるし又考へて欲しいのである。その意味からして、對象を全體の母親といふことに目標を置いてゐる。一人の有閑な婦人もないやうにこ願つてこの施設を考へたのである。従つて、こゝには入つて來る子供は、從來東京市がやつてゐたやうに、生活に餘裕のない家庭を對象にしてゐるものもないし、又從來の幼稚園をいふのやり方、それはやはり生活に餘裕のある家庭の子弟を見るといふことにあつたやうに思ふが、これでもないのである。かういふ所に、對象の側から言つて戰時託児所といふ新しい施設が生れなければならぬことを考へられたのであつた。

戰争になつて、市の託児所も、亦一般の幼稚園も變りつつある。現實の問題として當然であるが、從來のは恩恵のやうに餘裕のない家庭の子供を見るとか、又は母が樂な生活をする爲に幼稚園に預けるといふ見方があつたのであるが、この度のはさういふのではない。全體を對象としている人の有閑者をも無からしむる施設にして行かうといふ新しい性格を持つてゐるのである。従つて、從來の方面館の保

育施設はこの際全部戰時託児所的な性格を加へて、は入つて来る子供の質も、一般の勤勞母親の子供をも入れるといふことにしたのである。

保育指針

結局、今の分かり易い言葉で言へば、逞ましい次代皇國民の鍊成といふことになると思ひます。このことは、今始まつた問題ではなく、昔から日本の子供である以上は當然皇國民として育まれて來たわけであつたのですが、この時局になつて、皇國民としての資質が吟味せられるやうになつて先づ第一に言はれた問題なのであります。それを強く生かして取り入れてゆかう云ふのが今度の戰時託児所の目標であり、指導要項であり、指導指針であるわけであります。

別な方面から言つて見るならば、從來の保育所であるとか、幼稚園であるとか、以上の二つばかりではないが、外國の思想といふやうなものがは入つてゐるわけであるが、かういふ思想を根本から無くして行かう、従つて、童謡であるとか童話であるとか遊戯であるとかさういふものゝ中で、精神的に外來思想の流れを汲むものを悉く除くといふことになるわけであります。

次に鍊成といふ言葉でありますか、これは次の一様に考へてゐるわけであります。長く續く戰争でありますので、やが

てまた第一線の勇士として戦線に送らなければならぬ幼稚児でありますので、心身共にがつちりとしたものに育て上げなければならないのが當然であります。根本的に深く考へて見ますと、指導するといふ面を強くやつてゆかなくてはならない。丁度あの吉田松陰の塾のやうな氣持でやつてゆく必要があるんじやないかと考へてゐます。

それから都市でありますので、何といつても、土に親しむ、自然に親しむ、日光に浴させるといふやうなことを特にやらせなくてはならん。從來の託児所や幼稚園は、さうかするご設備が完備してゐる爲に、遂、室内に閉ぢ込め勝ちであるといふことをよく聞きますが、室内で遊ばせるのは雨の日ぐらんで、お天氣のいゝ日はもう外で、日光と空

氣と土に出来るだけ親しませる。そして鍛へてゆくといふことが一つ考へられるし、もう一つは設備の關係上である。兎に角、戦争になつてからはいろいろ物資が無くなつて、幼稚園の遊具といふものも大變少くなつたのであるが、以前は賣らんかなで、それは種々複雑な遊具があつたものである。それを幼稚園なり託児所なりが競つて用意したので、複雑極まるものであった。今は物資もなくなつたし、左様な遊具も殆んどなくなつてしまつてゐるから、さういふ方面は極めて簡素化してゐる。この簡素化したもので強く鍛成してゆかうといふことに一應考へてゐる。

子供の伸びるだけを伸ばしてゆく、保育しつゝ鍛成してゆかうと、鍛成といふことをこの様に考へてゐる次第である。

その他第三には、體鍛竝に養護といふことであります。何と言つても栄養、食糧といふことは非常に大切なことで、今の様に物資が思ふやうにならない時代には、特に考慮して、乳幼児に補給してゆくやうにしなければならない。かういふことをから今度の戦時託児所はお八つといふものを給するやうにしてゐる。又二ヶ所の戦時託児所に一人の醫師を置き、この醫師が託児の保健方面を指導してゆく、といふ仕組みにしてあります。

大體の指導指針は以上申述べたやうなものであります。が、尙ほもつと委しい指導指針を作り上げ、具體的に進めゆかうとして居ります。

尙ほ戦時託児所設立要項書中、抜萃すれば次の様であります。

規 模

イ、託児數

一ヶ所平 均六〇人	〔最高 三〇〇人〕 の 〔最低 五〇人〕 の 五〇ヶ所
〔 乳兒一〇〇人 幼兒五〇人 〕計六〇人のも 五〇ヶ所	

ロ、設備　室數二室以上、建物坪數最低三〇坪程度、外

に廣場、

事業内容

(一) 受託時間

自四月一日午前六時午後七時三十分
至十月三十一日午前六時三十分

自十一月一日午前六時三十分
至三月二十一日午後七時三十分

但し取扱時間中は隨時短時間の託児をも爲すを得るもの
こす。

(二) 休日 一月一日を除き年中無休こす、但し傳染病發生、

其他事業繼續不能の事故發生の際は臨時に事業を休止

す。

(三) 使用料 月額(乳兒 最高 六圓、 幼兒 最高 四圓、 五十錢)

右の範圍内に於て、家庭の事情 同一世帯内託児の數其
の他の事情を參照し決定す。又事情により免除の取扱を

もなす。使用料は託児に支給するおやつ代を含んでゐる。

(四) 託児資格 生後三ヶ月以上學齡未満の子供にして、保護
者が時局に必要な勤勞をする爲であれば、他に何等
の資格條件を必要こせず。又就學後こ雖も、或る期間特
殊の場合は、別に適當なる考慮をする。

設置促進の方法 あるもので間に合はせられるだけ間に合
せる方針。方面館、授産場、各種補導所、事務所、其他東
京市所屬建物中適當な建物を利用すること。其他、神社、

佛閣、公私女學校、工場の一部、名士邸宅、一般邸宅。

職員

所長 一人(嘱託)

保母 四人(二人 勤務奉仕による(手當を支給))

保健婦 一人

嘱託醫 二ヶ所について一人

小使 一人

尙ほ五月一日から開所の戰時託児所は左の通りであります。

○東京市兩國戰時託児所(元方面事務所使用)

本所區線町一ノ四

○東京市水川神社戰時託児所(神社境内の建物使用)

目黒區水川三丁目五五九

○東京市品川寺戰時託児所(寺院境内の建物使用)

品川區南品川三丁目一四三

○東京市天沼戰時託児所(幼稚園をそのまま使用)

杉並區天沼三ノ七二三

○東京市寶藏院戰時託児所(寺院境内の建物使用)

荒川區尾久八ノ一三二〇